

役員等の報酬に関する規程

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団（以下「この法人」という。）定款第12条及び第28条の規程に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員とする。

2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は定款第12条、第28条に関わらず役員等の職務執行の対価としての報酬は支給しない。

（改 廃）

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（附 則）

2014年8月8日 施行

2016年3月16日 改定

2018年5月11日 改定